

優遇制度

● (1) 企業立地促進補助金

条 件	(1) 新規の開発敷地面積が3,000㎡以上の工場等の新設 (2) 事業拡張のための増設で、増設にかかる開発敷地面積が3,000㎡以上かつ都市計画法の許可を受ける工場等の建設を伴うもの	
区 域	都市計画法第34条第12号の規定に基づき指定した区域	その他の市街化調整区域
対 象	・技術先端型※1事業を行う企業 ・条例で定める業種※2事業を行う企業	・技術先端型事業を行う企業
内 容	固定資産税を最初に課することになった年度から3年間における各年度の固定資産税納付額（土地除く）の50%に相当する額を、納付年度の翌年度に交付（限度額なし） ☆ 本社移転・新設の場合は、初年度は100%、次年度以降は50%	

※1 都市計画法第34条第14号愛知県開発審査会基準第11号第1項に規定する業種

※2 津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第2条第3号に規定する業種

● (2) インフラ整備補助金

条 件	工場等の増設に伴い、投資額100万円以上の市が管理する又は管理することとなる道路、水路、水道の新設等の工事を行う場合 (1) 新規の開発敷地面積が3,000㎡以上の工場等の新設 (2) 事業拡張のための増設で、増設にかかる開発敷地面積が3,000㎡以上かつ都市計画法の許可を受ける工場等の建設を伴うもの	
区 域	都市計画法第34条第12号の規定に基づき指定した区域	
対 象	・技術先端型事業を行う企業 ・条例で定める業種事業を行う企業	
内 容	市が管理する道路、水路、水道の新設等にかかる工事経費の50%以内又は次の開発敷地面積ごとに記載する金額のいずれか低い額（増設の場合、上限額は2分の1とする。） ・0.3ha以上～1ha未満の場合 1,000万円（増設 500万円） ・1ha以上～2ha未満の場合 1,500万円（増設 750万円） ・2ha以上～3ha未満の場合 2,000万円（増設 1,000万円） ・3ha以上～4ha未満の場合 2,500万円（増設 1,250万円） ・4ha以上の場合 3,000万円（増設 1,500万円）	

● (3) 緑地規制の緩和

内 容	工場立地法により一定規模以上の工場等を設置する際に必要となる緑地と環境施設の面積率を市条例で緩和しています。	
対象業種	製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業	
対象面積	敷地面積9,000㎡以上、または、建築面積合計3,000㎡以上	
市街化区域 (準工業地域)	緑地面積率 20%以上 ➡ 10%以上 環境施設面積率 25%以上 ➡ 15%以上	重複緑地算入率 25%以内 ➡ 50%以内
市街化区域 (工業地域)	緑地面積率 20%以上 ➡ 5%以上 環境施設面積率 25%以上 ➡ 10%以上	重複緑地算入率 25%以内 ➡ 50%以内
市街化調整区域	緑地面積率 20%以上 ➡ 5%以上 環境施設面積率 25%以上 ➡ 10%以上	重複緑地算入率 25%以内 ➡ 50%以内
アジアNO.1航空宇宙産業 クラスター形成特区	緑地面積率 20%以上 ➡ 5%以上 環境施設面積率 25%以上 ➡ 5%以上	重複緑地算入率 25%以内 ➡ 50%以内

お問い合わせ

津島市 まちづくり推進部 まちづくり事業課

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地 TEL: 0567-55-9347(ダイヤルイン) FAX: 0567-24-9010
Eメール: machizukuri@city.tsushima.lg.jp ホームページ: <https://www.city.tsushima.lg.jp/>

R7.8.作成

愛知県 津島市

企業立地ガイド

企業立地の航空写真

工場(製造業)を建設するなら

津島市

ユネスコ無形文化遺産
尾張津島天王祭
(宵祭)

天王川公園

愛知県
Aichi Prefecture

名古屋市
Nagoya City

津島市
Tsushima City

津島神社

津島市の紹介

津島市は名古屋市の西方約16kmに位置し、県下9番目の市として誕生しました。津島神社の門前町として、また交通・経済の要衝である湊町として、近世・中世を通じて繁栄してきました。

企業誘致の取り組みとして、平成27年4月に、「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」を定め、企業が立地できる区域を指定しており、ワンストップ担当を配置し、貴社の企業立地をサポートさせていただきます。

工場新設、拡張、移転の際には、ぜひ津島市への立地をご検討ください。



立地可能な業種・規模等について

1. 業 種：「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」に規定する業種。

市長が定める業種

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する **大分類E-製造業に属する業種**

ただし、下記の建築物において営む事業を除きます。

- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第1号及び第2号に規定する準工業地域内に建築してはならない建築物
- ・産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第237号）第2条第4項の産業廃棄物をいう。）の処理施設の用途に供する建築物

2. 規 模：開発面積が 3,000 m²以上であること

3. 用 途：工場又は研究所で自己の業務用に供するもの

指定区域について

都市計画法第34条第12号の規定に基づき、以下の指定区域で製造業の内、一部業種の工場等が立地できるよう規制を緩和しました。

- 津島市宇治町字小船戸の一部
- 津島市白浜町字番場、字下池の一部
- 津島市鹿伏兎町下子守の一部
- 津島市越津町字荒毛、字新田の一部、下切町字中割、字見祢ツの一部
- 津島市下新田町5丁目の一部、大縄町7丁目、8丁目の一部
- 津島市金柳町字観音堂の一部、字南脇の一部

